

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第43号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税務課	地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割（課税の特例を含む。）の税率引下げ及び軽自動車税の税率引上げ等を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

### 【関係法令】

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）

平成26年3月31日公布

### 【趣旨】

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずるとともに、税制抜本改革を着実に実施するため、所得課税、法人課税、車体課税等に所要の措置を講じることとしたほか、地方税法の改正が行われた。

### 【内容】

#### 1 個人市民税関係

- (1) 法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備（施行日：平成28年4月1日施行）  
外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられる所得を従来の国内事業所得に代えて国内源泉所得とする国際課税原則の見直しが行われたことによるもの。
- (2) 租税特別措置法改正に伴う公益法人等に係る市民税の課税の特例についての措置（施行日：平成27年1月1日施行）  
公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例
- (3) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例についての規定の整備（施行日：平成29年1月1日施行）  
対象となる公社債の範囲から農水産業協同組合貯金保険法の対象となる農林債が除外された規定の整備
- (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例についての規定の整備（施行日：平成29年1月1日施行）  
平成27年12月31日以前に発行された公社債の範囲から、その発行の際に同族会社に該当する会社が発行した社債が除外されるなどの規定の整備
- (5) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算特例についての規定の整備（施行日：平成27年1月1日施行）  
上場株式の譲渡の発生事由に贈与又は相続もしくは遺贈を追加することとした租税特別措置法第37条の14の改正に伴う規定の整備
- (6) 東日本大震災に係る特例規定の削除（施行日：平成27年1月1日施行）  
東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって

定めなければならないこととされている事項を除き、規定しないこととしたもの。

## 2 法人市民税関係

- (1) 地方法人税の創設に対応して、法人市民税法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う規定の整備（施行日：平成26年10月1日施行）

	現行	改正後
標準税率	12.3%	9.7%
制限税率	14.7%	12.1%

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、法人市民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税原資とするもの。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

- (2) 法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う規定の整備（施行日：平成28年4月1日施行）

外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられる所得を従来国内事業所得に代えて国内源泉所得とする国際課税原則の見直しが行われたことにより、法人税法において外国税額控除制度が新設されることに伴う規定の整備。

- (3) 法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う規定の整備（施行日：平成28年4月1日施行）

外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられる所得を従来国内事業所得に代えて国内源泉所得とする国際課税原則の見直しが行われたことにより、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う規定の整備。

## 3 軽自動車税関係

- (1) 地方税法改正に伴う軽自動車税の税率の引上げ（施行日：平成27年4月1日施行）

### ①原付、軽二輪及び小型二輪

平成27年度から標準税率を約1.5倍（最低2,000円に引き上げ）（下表参照）

車種区分		標準税率	
		現行	改正案
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超 250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円

### ②軽自動車及び小型特殊自動車

平成27年度分から、軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車

の標準税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げ。

※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま）。（下表参照）

(2) 軽自動車税の税率の特例に伴う規定の整備（施行日：平成28年4月1日施行）

初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車

車（経年車）に対する重課（経年車重課）の規定

平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。（下表参照）

車種区分			標準税率		重課税率
			現行	改正案	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(3) 軽自動車税の「専ら雪上を走行するもの」の区分の削除（施行日：平成27年4月1日施行）

実際に「専ら雪上を走行するもの」に課税している例がないため、削除

#### 4 その他所要の規定の整備

(1) 地方税法改正に伴う号ずれの整備

・個人市民税関係（施行日：平成28年1月1日施行）

法第23条第1項第16号⇒法第23条第1項第17号

・固定資産税関係（施行日：子ども・子育て支援法施行の日）

法第348条第2項第10号の7⇒法第348条第2項第10号の9

(2) 市税条例改正に伴う条ずれの整備

・個人市民税関係（施行日：平成29年1月1日施行）

市税条例付則第20条の2⇒付則第20条

(3) 地方税法改正に伴う規定の繰上げ（施行日：平成27年1月1日施行）

・個人市民税関係

付則第24条⇒付則第22条

付則第25条⇒付則第23条